特 定秘密 の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第 特定 秘 密 \mathcal{O} 保護に関する法律 平 ·成二十五 年法律第 百 八号。 以 下 法」 という。) 第三条第二 一項第二

号、 第五 条 第 二項 又 は 第 匝 項 0) 規 定による通 知 は、 書 面 \mathcal{O} 交付 (当該 書 面 の作 成に代えて電 磁 的 記 録 \mathcal{O}

作 成がされ てい る場合に あ いって は、 当該 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 電 子 情 報 処 理 組 織 **当** 該 交付をすべ き者 \mathcal{O} 使 用 に

係る電子計算機 (入出力装置を含む。 以下同じ。)と当該交付を受けるべき者 の使用に係る電子 計 算 機

とを電気通 信回線 で接続した電子情報処理組 織 をいう。 第五において同じ。 を使用する方法による提

供。 以下同 ľ に より行うものとすること。 (第五条及び第十 条関 (係)

第二 行政 機関 \mathcal{O} 長は、 指定 \mathcal{O} 有効期 間 が 満了したとき、 指定 \mathcal{O} 有 効期間 を延長したとき及び指定を解除 し

たときは、 その 旨等 を記 載 L た 書 面 \mathcal{O} 交付により当該事 項 等を通 知 す る措置を講ずるも のとすること。

(第七条、第八条及び第十条関係)

第三 都道府県警察、 適合事業者及び他 の行政機関による特定秘密の保護に関し必要なものとして特定秘密

 \mathcal{O} 保護に関する法律施行令 (平成二十六年政令第三百三十六号) で定める事項につい て、 指定 0 有 効 期

間 が 満了した旨等を記載した書 面 の交付により当該事項等を通知すること。 (第十二条、 第十四条及び

第十六条関係)

第四 法第六条第一項等 の規定により特定秘密の提供をする者は、 当該提供を受ける者に対し、 当該特定秘

密 0 指 定 の有効期 間 が 満了する年月日を記 載し た書面 の交付により当該事項を通知するものとすること。

(第十五条関係)

第 五 行政機関 の長又は警察本部長は、 評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票の

(当該質問票の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、 当該電磁的 記 録 \mathcal{O} 電

子情 報処理 組織を使用する方法による提供) をし、 これらの事項についての記載又は記録を求 めるも $\tilde{\mathcal{O}}$

とすること。(第十九条関係)

第六 法第十二条第三項 (法第十五条第二項にお いて準用する場合を含む。) の規定による告知及び同

意は

書面の交付により行うものとすること。(第二十条関係)

第七 この政令は令和三年七月一日から施行すること。 (附則関係)